

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	清田区美しが丘地区事業損失防止調査（その8）
発 注 課	建）市街地復旧推進室市街地復旧推進担当課
選 定 事 業 者	日本データサービス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、令和4年度に実施している清田区美しが丘地区事業損失防止調査（事後家屋調査）において判明した、地下水位低下事業の影響で生じた家屋の損傷に係る補償費用の算定と費用負担の説明を行うものである。</p> <p>上記の家屋調査により、事業損失が明らかとなっており、本業務では、損失を被った地権者に対して可能な限り迅速な対応が必要となる。</p> <p>本業務では、当該地区の地下水位低下事業による様々な現場状況（工事の施工状況、地下水位低下量や地盤沈下量等）を把握した上で、上記の家屋調査結果を基に費用負担の算定や地権者との協議を迅速に行う必要があることから、本業務の受託者には補償費算定・交渉業務の経験に加え、当該地区の状況を熟知していることが求められる。</p> <p>令和4年度当地区では上記の事後家屋調査を2件実施しており、地区の状況を熟知している業者は2者存在するが、補償費算定・交渉業務の経験を有し且つ年度内の速やかな業務履行を図れるのは当該選定業者に限られる。</p> <p>また、現地踏査等の省略により経費と業務期間の節減を図ることができることから、上記業者を契約の相手方として選定いたしたい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項
決 定 日	令和5年2月21日